平成２３年（フ）第５８２号
熊本県合志市豊岡2000番地1646　コーポシャインⅠ―103号室
債務者　田島　育代（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５９２号
熊本市黒髪４丁目389番地
債務者　佐山　和陽
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５９３号
熊本市世安町212番地
債務者　福原　幸広
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６０２号
熊本市八王寺町47番18―202号
債務者　岡本　聡子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６１６号
熊本市栄町４番28号　レオパレス栄町204号
債務者　池田　信一
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６３５号
熊本市田井島３丁目３番81号
債務者　西岡由起男
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７３８号
札幌市北区拓北７条５丁目４番21号　メゾンキャッツアイ101号
債務者　苫米地　武
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８９５号
札幌市清田区里塚２条６丁目８番10号
債務者　辻　　康子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９６６号
札幌市白石区本郷通８丁目南５番23号　グリーンハイツ12号
債務者　脇田　英樹
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１０９号
北海道江別市大麻扇町３番地の25　クレール大麻101
債務者　下川原加代子（旧姓諏佐）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３５２号
札幌市白石区東札幌５条４丁目５番６号　アークコート東札幌302号
債務者　及川　正浩
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４１８号
札幌市白石区平和通10丁目北２番12号　サニーサイドガーデン平和通403号
債務者　柴田　邦彦
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５６９号
札幌市中央区大通東５丁目４番地12　シティノースワン301号
債務者　鈴木　雅子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６０７号
札幌市東区北43条東18丁目４番５―403号
債務者　堀内　篤実
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６１３号
札幌市西区宮の沢２条１丁目７番25号　メゾンドリラ101号
債務者　寺林　　篤
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６６２号
札幌市西区八軒５条西４丁目４番５―201号
債務者　東出　弘美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７１３号
札幌市白石区東札幌４条６丁目４番12―506号
債務者　浅田　尋子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７２１号
札幌市手稲区曙11条１丁目２番８―406号
債務者　三村　幹男
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部